

那覇飛行場の使用等に関する協定

(総則)

第1条 防衛庁は、那覇飛行場を使用するものとする。

2 運輸省及び防衛庁は、相互に協力して同飛行場の円滑な運用を図るものとする。

(施設の使用)

第2条 付図に斜線で示す地域の施設の使用区分は次のとおりとする。

(1) Ⅻ65建物及びⅫ71建物

Ⅻ65建物及びⅫ71建物は、運輸省が使用するものとする。

(2) Ⅻ69建物

Ⅻ69建物は、1階を防衛庁が、2階を運輸省が使用するものとする。

(3) Ⅻ74建物

Ⅻ74建物は、運輸省及び防衛庁が共同して使用するものとする。

(4) Ⅻ86建物

Ⅻ86建物は、防衛庁が使用するものとする。

(5) Ⅻ99建物

Ⅻ99建物は、昭和48年8月31日まで運輸省が使用し、その後は防衛庁が使用するものとする。

(6) その他の施設

上記以外の施設は、防衛庁が使用するものとする。

2 Ⅻ932建物は、運輸省及び防衛庁が使用するものとする。

(施設の維持、補修等)

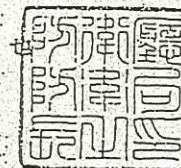
第3条 施設の維持及び補修については、第2条に定めるところにより、当該施設を使用する運輸省及び防衛庁がそれぞれ実施するものとする。

2 自衛隊航空機の使用のため、特に必要な清掃及び芝張並びに明らかに自衛隊航空機の使用によつて生じたと認められる損傷等に対する補修等は、防衛庁が実施するものとする。

昭和47年11月7日

運輸省航空局長 内村 信

防衛庁防衛局長 久保 卓



PRIMARY TAXIWAY NO. 1

B.M. "N-75" ELEV. 15.805
STORM DRAIN, M.M.

B.M. "N-162" ELEV. 17.451
STORM DRAIN, M.M.

STA. BENCH: H. 9,507,105.60 - L. 3,210,489.17
ELEV. 17.451
1" STEEL BOLT MARKED WITH CENTER PUNCH
SET IN A CONC. MONUMENT

NOT ITS GLIDE SLOPE
2:451

6002
RAX 12

6001
RAX 9

PRIMARY INSTRUMENT RUNWAY

41'-56" - W 150' x 8,000'

AN/TU-11
TEMPERATURE HUMIDITY
MEASURING SET

6020
CCA TURNABLE
1107007

AN/SIC-10
DETECTOR

AN/GWS-10
PROJECTOR
6020

TAXIWAY NO. 3

